

第17回 高島市人権施策推進審議会 会議録

開催日時：令和7年9月2日（火） 午前10時00分から12時00分

開催場所：高島市役所新館3階会議室9・10

出席者：高島市人権施策推進審議会委員12名

高島市関係課職員10名（社会教育課、学校教育課、社会福祉課、人事課、高齢者支援課、こども家庭センター、障がい福祉課、商工振興課、保険年金課、都市政策課から1名ずつ）

高島市人権施策推進審議会事務局3名（高島市役所市民生活部長、高島市役所市民生活部人権施策課長、高島市役所市民生活部人権施策課担当者）

1. 開 会

進行は高島市役所市民生活部人権施策課長。

2. あいさつ

【高島市役所市民生活部長】

本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃は人権施策の推進をはじめ、市政各般にわたりまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、当審議会につきましては、コロナ禍が始まった令和2年度以降、対面での開催をしておりませんでした。今年度は対面での開催をようやくさせていただくことになりました。また今年は審議会委員の改選の年ということで、皆様には、大変ご無理をお願いしまして、委員就任のお願いを申し上げましたところ、快くお引き受けをいただき誠にありがとうございます。任期は2年ということになりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、市では、平成20年に「高島市人権の実現を目指す条例」を施行しており、その条例に基づいて定めております「人権施策基本方針」によって、市の各種人権施策を進めているところでございます。

当審議会は、そうした市の施策の内容をチェックいただき、人権に関する重要事項を審議いただく機関として設置をさせていただいているものであります。

人権の問題も時代の変化とともに多様化しておりますので、人権施策を進めます市役所の各職員が、人権に関する正しい知識を持つこととあわせ、感性や人権感覚を磨くという職員個人の研鑽も極めて重要であると思っております。

そうした意味からも、委員の皆様から頂戴しますご意見をしっかりと受け止めて、今後の取り組みに生かしていきたいと思っております。

本日は、限られた時間ではございますが、市の基本方針に基づく令和6年度施策のご審議をいただき、また人権施策全般にわたりまして忌憚のないご意見をいただければ幸いに存じます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。
本日は最後までどうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 配布資料確認

- ・ 会議次第
- ・ 高島市人権施策推進審議会委員名簿（裏面：市名簿）
- ・ 座席表
- ・ 【資料1】 令和6年度人権施策基本方針等関連施策実施状況（要約版）
- ・ 【資料2】 令和6年度人権施策基本方針等関連施策実施状況および 令和7年度事業計画（事業一覧）
- ・ 【資料3】 令和6年度人権施策基本方針等関連施策実施状況等についての意見・質問と回答。
- ・ 【資料4】 高島市人権施策基本方針改訂版

4. 自己紹介

各高島市人権施策推進審議会委員および各高島市関係課職員、事務局職員の自己紹介。

5. 高島市人権施策推進審議会説明

進行（高島市役所市民生活部人権施策課長）から高島市人権施策推進審議会の説明。説明内容は次のとおり。

高島市は平成20年4月に「高島市人権の実現を目指す条例」を施行し、人権の実現を目指す地域社会づくりに向けて、市と、市民の皆様および事業者がそれぞれ主体的に取り組んでいくことを目指しています。高島市人権の実現を目指す条例第5条で、条例の目的を実現するため「高島市人権施策基本方針」を定め、同条第3項において、方針に基づく施策の実施状況を審議会で報告することとなっています。審議会については条例第9条と審議会規則で規定されています。

審議会規則の第3条で会議の成立要件は委員の過半数の出席であり、本日、委員14名中12名の出席をいただいていることから、成立しておりますことをご報告申し上げます。

本審議会は公開とし、会議終了後には会議録を作成して、市のホームページ等により会議の概要を公開させていただきたいと考えております。

6. 議 題

6－１）会長の選出について

- ・選出方法について、高島市人権施策推進審議会委員から「事務局一任」の発言有り。
これに対し「異議なし」の発言から事務局の提案となる。
事務局からの提案に対し出席委員の方から承認を得る。

- ・会長あいさつ「高島市人権施策推進審議会発足した当時から委員をさせていただいております。また、他にも高島市の委員を１０個程受けているが人権の問題は全てに優先する一番大切な部分だと思っています。人権をしっかりと守っていくということを市だけで無く、我々自身ももっと認識していかなければならないと思っています。人権がしっかりと守られている場所だからこそ、誰もが安心して暮らしていくことが出来、街づくりや都市計画など様々なところに影響していくのでは無いか？根幹となるのが人権ではないか？と感じています。やはり、人が人として安心して、色々な意見を恐れることなく言える場所を作っていかなければいけないと思っています。その実現の為に行政としてこういうことをしていただきたいことを我々委員としては大いに声を上げていきたいと考えています。委員の皆様にもやりがいを持っていただいて、高島市の人権に対する取組みは世界一というぐらいに進めていけたらと思っています。人権に対しては最重要事項として私たちは考えていかなければいけませんし、ぜひとも、色々な形で審議会にもご協力頂きたいと思っていますし、それぞれ活動されている皆様の立場で人権について、広く伝えていただくことも必要だと思います。」

6－２）令和６年度人権施策基本方針等関連施策実施状況 意見・質問について

【グループワーク】

- ・グループワーク資料の説明

進行より資料の説明

市の人権に関する施策の実施状況は「高島市人権の実現をめざす条例」により、毎年度、この審議会に報告するものとされております。

昨年度の実施状況については、各関係部署から事業の状況報告をうけ、【資料１】令和６年度人権施策基本方針等関連施策実施状況要約版および「【資料２】令和６年度人権施策基本方針等関連施策実施状況および令和７年度事業計画（事業一覧）」にまとめております。

本日の審議会にあたり、【資料１】、【資料２】は事前に配布し、事業内容について

のご意見・ご質問を委員の皆様からいただいております。

大変多くのご意見ご質問をいただきましたため、事前に市関係課に照会し、回答を取りまとめたものを作成し、本日配布させていただきました。質問や意見について各市担当課の回答をまとめたものが【資料3】令和6年度人権施策基本方針等関連施策実施状況等についての意見・質問と回答でございます。

・グループワークの説明

会長よりグループワークの進め方について説明

グループごとで「【資料3】令和6年度人権施策基本方針等関連施策実施状況等についての意見・質問と回答」の内容に対して話し合いをお願いします。グループはA～Cの3つのグループに分かれています。会議の進行上、回答【資料3】の内容に沿ったご意見・ご確認されたいことをグループごとで話し合いをお願いします。話し合われた内容につきまして、後ほど、グループごとに発表をお願いします。また、グループで出た意見などについては、設置していますホワイトボードに記録をお願いします。記録は出来る限り市職員の方でお願いします。それでは、まず、グループ内で進行、発表、記録を決めてください。話し合いの時間は30分とします。

・グループワーク発表

グループA

今年は滋賀県人権教育研究大会が11月15日、11月16日に高島市で開催される。そのことから、人権意識の高揚が大事なこと。それに向けて市役所の方をはじめ色々な方が尽力いただいているが、国スポ・障スポの関係も有ったと思うが、県の防犯大会などが同じ11月15日、11月16日に開催され重なっていることが残念に思う。調整が出来なかったのかという意見が有った。

人権というのは色々な方の創意工夫が必要。8月28日に保護司会が中心となって、民生委員、市社会福祉課、社会福祉に関わる人、障がい福祉に関わる人が一堂に集まる機会が有った。色々な方々が繋がりを大事にして、困っている人々を支援していく取組みが大事であるといった意見が有った。

人権学習会など地域で色々とさかんにしてもらっているが、講演会等が受け身的な研修になったり、動員がかかり事務的なものになっている。そういったことも必要だが私も参加してみたいと思えるものが出来ると良いのではないかな？楽しむという要素を大事にしてもらおう。話を聴いて終わるのではなく、参加型の研修にしろもらおうという意見が有った。

人権の学習については、研修会や講演会が有るが、なかなかそこに足を運べない人もおられるので例えばYouTubeを配信してこの期間配信しているという

のを広報で周知してもらったり、市社会教育課で毎年DVDを購入してもらっているの、そういったものを地域で活用してもらうことが大切。

何よりも大事なのは研修会をするにしても思いやりの大切さ、人権のことだけでなく、本当に困っている人をどうやって支援していくか？支援する側の人が働きやすい環境づくりが大切。学習を進めて行くには楽しみながら、体験しながら身体を動かして学んでいくことが大事。

グループB

市職員に対する人権研修について、全職員に研修をして欲しい。企業の方や自治会の方に人権研修しなさいとおっしゃっているが、まず、お膝元の市の職員の方の人権意識が必要だと感じている。これまで色々な取り組みされてますし、研修も有ればYouTube またはDVDの活用もされていますが、意識は低いのではないかと感じている。人権推進研修、階層研修、ダイバーシティ研修、ジェンダー研修など取り組みされているが、限られた方の研修になっているのではないかと感じている。講演の内容も工夫されているということで蓮池氏が来られた時は会場が満員になったという話も有ったが、蓮池氏という個人の方の興味で来られているのではないかと？会場が満員となっても人権に対する研修になっているかというのをしっかりと確認してもらわないといけないと思っています。

区・自治会との取り組みについて、各支部の方で区長または自治会長、役職を持たれている方に対して研修をされているが、地域に帰られたら地域の方に研修のお願いをし、報告依頼も含めてお願いをされているがほとんど実施されていないと思う。こういうところもしっかりとしていただければ良いと思います。

高齢の方、YouTube を見てくださいと言ってもなかなか YouTube って何？という話になるかもしれないし、年齢層別の研修が大事かと思う。

人権って一言でいうと何だと思えますか？という話が司会者の方から有りまして、思いやり、ふれあいという発言が有りました。私は、まず相手を認めることではないですかという発言をさせていただきました。

グループC

市職員の人権に関する研修を強化するというのが話題に挙がりました。全職員が受けられる研修が有ると良いという意見が有りました。

視察研修について、研修場所の選定理由を明確にしないと良い研修にならない。市商工振興課の視察研修について、広くこの審議会委員も対象にすると良いかなあという意見が有りました。

障がい者虐待件数が多いという意見が有ったが、当事者や障がい者の雇用者が色々な研修を通じて人権意識が高まり件数が増加しているという説明が有っ

た。

駅構内のバリアフリー化を進めて欲しい。高齢者の方は移動支援に限られるので、交通公共機関で利用し易くすると利用者増加に繋がる。特に駅設置のトイレ、エレベーターなどの改善の意見があった。

移動支援について、市内のバス利用者は少ないが高齢者などはどうしても必要になってくる。運転手の不足の問題等があるが、技術的な部分でカバーしていけると良いかと思います。

市職員研修について、オンラインやeラーニング等を使用し全職員が受講出来ると良いという意見がありました。

障がい者サロンの委託の際は取組みの意識・目的を市が明確にすることで意識向上に繋がると思う。

・グループ発表を受けて

A審議会委員) バリアフリーのことについて、公民館等は高齢者の方もたくさん利用されるので、ぜひ設置してもらいたい。

審議会委員長) いくつかのグループから全市職員が人権研修を受けられるようにしてもらいたいという要望があったが、今どのような考えか教えて欲しい。

市人事課職員) 研修に関して、階層別に新規職員から部長、次長まで研修しており、また、特別研修として人権、福祉などの研修を実施しています。年間を通して考えるとたくさんの研修を実施することになり、現在の職員の数は減少しているが、自治体に求められるニーズが多様化しており業務は減らず、なかなか余裕をもって参加出来ない部分があります。まず、研修に参加出来る体制を考えるのが大事だと思っております。そのうえで対面のための研修でなくZ o o m、YouTube等を使用し気軽に受講出来るようにしていき、研修の受講意欲の高まり、人権の意識の高揚を継続的に取り組んでいく必要が有ると考えています。

B審議会委員) 新人研修で人権研修は必須で無いということを聴いていて感じた。行政の方がきちんと伝えるという役割が必要。新人研修に関わらないが後世の者にきちんと提供していくという取組みは大切だと思うので引き続き考えてもらえたらと思います。

例えば奈良県なら全市町村が人権研修を必須にしている。県内ま

たは近隣の福井県、大阪府、岐阜県等の他の県の取組みについて、
必須かどうかご存じですか？

市人事課職員）存じていませんが、新規採用職員がまず入庁してすぐに県の研修センターで人権研修を受講します。その研修では研修1日目の最初の1限目で半日かけて人権研修を受講します。市役所の新人研修では、人権研修は実施していませんが県の研修と連携して実施しており、受講した新人職員からも意識が変わったこと学んだことを確認しています。

C 審議会委員）職員の研修の話がされているが、職員はよく頑張っていると思う。在所の役員会にしても一番職員が公正な目で意見されている。どうすることで職員の研修が必要とおっしゃっているのか、具体的に教えて欲しい。

審議会委員長）委員の皆様も考え方は様々だと思います。職員の方への研修というのはしっかりやって欲しいというのは当然のことだと思います。そこについては、引き続き十分な研修を進めていただければと思います。また、研修を1回、受ければ終わりということで無く、日々状況も変わってきますし、根っこから人権意識を持つというのが一朝一夕で出来るものではないと思っています。これまでの人生の中で積み上げてきた様々な思いであったり、考え方であったり、周りとの関わりであったりとそういったことが積み重なっていくので、根気よく続けていくのが大事だと思います。また、グループAのホワイトボードに人権の悪用という言葉が書かれていますが、いわゆる窓口に対応されている中で人権を振りかざす形でクレームを言って来られる方がおられるが、職員が人権とは何たるかということをしっかりと把握することで適切な対応が出来ていくのではないかと思います。そのスキルを身につけるためにもしっかりと人権研修を進めてもらえたらと思います。

・ 審議会委員長総括

数年ぶりに行われた審議会について、どんなふうになるのかと思っておりました。今までの審議会では昨年度の事業報告、来年度計画の報告と回答という毎年度同じような状況で代り映えしない審議会でした。今回は事務局の工夫により審議会委員の皆様の率直な意見を聴こうということでグループワークを実施し

ていただきました。

その中で今回の委員の方は非常に熱意の有る委員の方が多いというのを実感しており、非常に前向きに取り組んでいただいております、頼もしいと感じながら高島の人権に対する考え方が少しでも変わっていければと思っております。それぞれ委員の皆様の専門分野における知見で有ったりノウハウが垣間見える発言がたくさん有り、今後もそれをぜひとも生かして頂いて高島市の人権の取組みというのは県下でもトップ、日本でもトップという夢も決して夢ではないという思いもいたしました。

研修の有り方の中で様々なご意見、アイデアを出して頂きましたが、特に手法、テーマについて、もっともっと考えていく必要が有ると思っています。毎年、大規模な人権研修会が開催されているが、果たして人権意識が向上しているのかという点と非常に心もとないという思いをしています。研修そのものが県民の方、市民の方などに人権意識を育むところまで作用しているのかどうかを検証すべきという思いが非常に強いです。もちろん研修を受けて人権に目覚めたという方もおられると思います。そういった方を一人でも増やす為にはどうしていけば良いかというのをぜひとも考えていきたいと思っています。これは行政だけに任せるのではなく、われわれ審議会委員に選ばれた者の責任でも有ると思います。ぜひとも様々なご意見、アイデアをお寄せいただきたいと思います。人権という幅が広い分野で全ての根幹ですので、色々な立場、色々な具体的な例の中でここではこういう人権の教育の有り方が有っても良いのではないかとすることをぜひ提案いただければと思っています。

私は区長をしています、集落の中で人権について話をしようとする人権という言葉がまだまだ理解が十分で有りません。人権の研修をしようすると部落差別の話しか、うちらには関係ないという認識です。関係無いといいながら未だに差別部落の偏見というのは根強く残っています。きちんと人権という基本的な立場で有ったり、誤解を正していく必要が有ります。地域の中で話しをしているのは比較的高齢者ですが家庭の中で子ども達に誤った人権教育されている場合も有ると思うし、学校の中でももしかして誤った教育が有るかもしれません。将来を考えるとであれば子ども達への正しい人権教育というのをもっともっと力を入れてもらえたら良いのかなというのを今日のお話を聴きながら考えていました。皆様、それぞれの立場で非常に積極的に関わって頂いている様子が良くわかりましたので、今後の審議会の有り方を非常に楽しみにしております。今日は本当に長時間に渡り有難うございました。

7. 閉 会